吉 川 市

災害時避難行動要支援者

避難支援の手引き



第４版　２０２４年（令和６年）１１月

吉　川　市

目次

はじめに……1
平成２５年６月の災害対策基本法の主な改正事項……1
１．基本的な考え方……2
「自助」、「共助」、「公助」……2
２．用語の定義……3
３．避難行動要支援者名簿の作成と提供……4
（１）避難行動要支援者名簿……4
①避難行動要支援者名簿に記載する方の範囲……4
②避難行動要支援者名簿の作成……5
③名簿の更新と削除……6
（２）避難行動要支援者名簿の共有と提供……7
（３）避難支援等関係者等の役割……8
４．個別計画の作成……10
個別計画の作成手順（参考）……10
①取り組みの進め方（参考）……10
②個別計画の作成（参考）……11
③個別計画届出書の記入例……12
④連絡体系図の作成例（参考）……14
⑤支援のポイント……15
５．訓練の実施……17
６．災害時の支援活動……18
（１）市における支援体制……18
①災害対策本部（水害対策本部）の組織体制……18
②避難に関する情報……19
（２）災害発生または災害発生の恐れが高まった時の行動確認（水害時）……20
①警戒レベルに応じた行動確認……20
②洪水時の避難行動判定フロー……21
参考資料編……22

はじめに

本市では、2006 年（平成 18 年 3 月）に国から示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、平成 21 年度に吉川市災害時要援護者支援計画を策定し、計画に基づく要援護者名簿を災害時における避難情報の提供や安否確認のため、自治（町・町内）会や民生委員・児童委員、消防団に提供し、地域における避難支援体制を構築してきました。

しかしながら、2011 年（平成 23 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割を占め、障がい者の死亡率も被災住民全体の死亡率の約 2 倍を上回るといわれ、高齢者や障がい者等のうち自力での避難が困難な避難行動要支援者は、自ら必要な情報を入手することや自力による避難行動が困難であり、被害を受けやすい立場にあるなどの理由から、避難支援対策の充実・強化が求められました。

また、避難行動要支援者の支援を行うためには、行政による支援体制（公助）と自治（町・町内）会・自主防災組織などを中心とした地域住民相互の支え合いによる支援体制（自助・共助） を確立することが重要であり、特に、大規模災害においては、コミュニティを中心とした地域の助け合いが被害を最小限に抑える力となることは、過去の教訓からも明らかです。

このような状況を踏まえ、国は 2013 年（平成 25 年）に災害対策基本法（以下、「法」）を改正し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように名簿の作成を市町村に義務付けるなどの対策を講じました。

本市においても、東日本大震災の教訓や国の方針等に基づき、地域の住民組織・団体等による避難支援体制の構築に向け、吉川市災害時要援護者支援計画を見直し、新たに「吉川市災害時避難行動要支援者避難支援計画」を令和２年３月に策定しました。

この手引きは、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、吉川市地域防災計画に則り、吉川市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方を整理したものです。

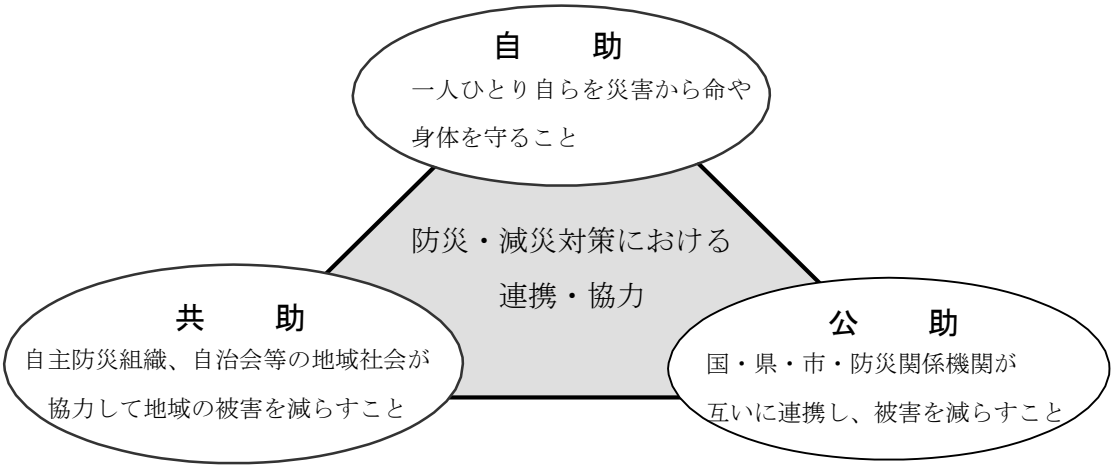
平成２５年６月の災害対策基本法の主な改正事項

- 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- 現に災害が発生又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

１．基本的な考え方

「自助」、「共助」、「公助」

地域における避難支援体制づくりにおいては、要支援者も含めて、まずは住民自らが日頃から災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」、自治（町・町内）会又は自主防災組織など、近隣住民との助け合い・支え合いによる「共助」が必要となります。このような「自助」や「共助」が機能するためには、日頃からの地域のつながりを通じた取組により、「私たちの地域は、私たちで守る」という自覚や連帯感を基本とした避難支援体制づくりを推進していくことが重要となります。



区分		平常時の備え	災害時の対応
自助	要支援者及びその家族	○自分の身は自分で守ることを基本とし、平常時から地域とのつながりを積極的に持ち、準備をする。（家具転倒防止、情報取得手段の確保、避難路の確認、非常持出袋・医薬品や食料などの備蓄）	○周りの人と協力して避難行動に移る。 ○避難所では、どのような支援を必要としているか説明し、支援者等との相互理解に努める。
共助	自治(町・町内)会・民生委員など	○平常時から見守りや声かけを実施するなど、顔のみえる地域を構築する。 ○地域（近隣）の要支援者について把握し、個別計画の作成や支援ルール作りに努める。	○事前に決められたルール又は可能な範囲で、要支援者や傷病者等の避難を支援する。（声かけなどの安否確認・情報の共有・避難所での支援など）
公助	行政機関	○要支援者の情報を共有するために避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供する。	○避難情報を発令し、情報配信などを行う。 ○避難支援等関係者、避難支援者、関係団体等と連携し、要支援者の安否確認や避難支援等を実施する。

２．用語の定義

本市では、災害時に安全な場所に避難するなどの一連の行動をとる際に支援が必要な方々（高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等）を「災害時要援護者」と定義していましたが、災害対策基本法の改正に伴い、以下のとおり「要配慮者」、「避難行動要支援者」、「避難支援者」及び「避難支援等関係者」と定義を改めています。

【用語の定義】

	用語	説明（吉川市地域防災計画抜粋）
1	要配慮者 （法第 8 条第 2 項第 15 号）	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人など災害時に特に配慮を要する者。
2	避難行動要支援者 （法第 49 条の 10 第 1 項）	市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。（以下、「要支援者」）
3	避難支援等関係者 （法第 49 条の 11 第 2 項）	地域の実情や災害の状況に応じて、避難支援等関係者自身や家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。 （吉川市地域防災計画抜粋） ●消防機関（消防本部、消防署、消防団） ●吉川警察署 ●自治会及び自主防災組織 ●民生委員・児童委員 ●地域包括支援センター ●市社会福祉協議会 ●その他市長が認める者、団体、事業所等
4	避難支援者（協力員）	地域の実情や災害の状況に応じて、避難支援者自身や家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で災害時に避難の手助けを直接行う者。
5	避難行動要支援者名簿 （法第 49 条の 10 第 1 項）	避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」）を実施するための基礎とする名簿。（以下、「名簿」）

３．避難行動要支援者名簿の作成と提供

（１）避難行動要支援者名簿

①避難行動要支援者名簿に記載する方の範囲

災害発生時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが困難であったり、自宅を失うなどの理由により避難施設で生活する場合に、他者の配慮を必要とする方々を「要配慮者」といいます。

市では、在宅の要配慮者のうち、高齢者（介護を要する者）や障がい者など、災害が発生した場合に自力で避難することが困難であり、特に支援を要する以下の方々を、「避難行動要支援者」と位置付けています。

【要配慮者及び避難行動要支援者の概要図】

要配慮者

避難行動要支援者

1. 要介護者
 - 介護保険要介護認定以上の方（要介護１～５）
2. 下記の高齢者（６５才以上）
 - ねたきり高齢者
 - 車いす、杖など、歩行補助のための器具を使用し、歩行している高齢者
 - 歩行速度が特に遅い高齢者
3. 障がい者
 - 身体障がい(視覚 6 級以上、聴覚 6 級以上、上肢 1～ 2 級、下肢 1～ 3 級、体幹 1～ 3 級)
 - 知的障がい(Ⓐ、A、B)
 - 精神障がい(1～ 2 級)のうち、単身世帯の方
 - 精神障がい(3 級)のうち、単身世帯で市の生活支援を受けている方
4. その他
 - 災害が発生した場合に、自力で避難することが困難であり、名簿への記載を求める者の中で市長が必要と認める方

○避難行動要支援者以外の高齢者(一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯)
○妊婦・乳幼児　○未就学児童　○児童生徒
○日本語の理解が十分でない外国人
○その他、災害発生時に負傷された方 など

②避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援を的確に行うためには、平常時から要支援者情報の把握及び避難支援等関係者等との情報共有が必要となります。そのため、市は要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用するための基礎となる名簿を作成します。

➢ 避難行動要支援者の把握

市では、名簿に記載する情報の収集方法は、「手上げ方式」としています。

「手上げ方式」
名簿への記載を希望した方、又は、名簿への記載を必要とする方を自身、又は、代理者などが市へ申請し、名簿に記載する方法

➢ 避難行動要支援者から把握する情報

市では災害対策基本法及び吉川市地域防災計画に基づき、以下の情報（個人情報）を把握します。

①氏名
②生年月日（年齢）
③性別
④住所又は居所
⑤電話番号
⑥支援を必要とする理由（現在の状況）
⑦親族など緊急連絡先（氏名、続柄、電話番号）
⑧市内の避難支援者（氏名、続柄、電話番号）
⑨その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

➢ 避難行動要支援者名簿の種類

市では、災害対策基本法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 に規定する「避難行動要支援者名簿」として、2 種類の名簿を作成します。

◆全体名簿
申請者全員の名簿のこと。

◆共有名簿
全体名簿に記載された避難行動要支援者のうち、個人情報の外部提供に同意された方のみを記載した名簿のこと。

注）避難行動要支援者名簿（全体名簿）の範囲
生活の基盤が自宅にある方を名簿に記載する対象者とします。
（病院や施設などに長期間入所されている方は名簿記載の対象外です。）

③避難行動要支援者名簿の更新と削除

➢ **名簿の更新**

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、名簿情報の更新は随時行います。既に名簿に記載されている避難行動要支援者については、以下のとおり、名簿更新時にあわせて対応します。

◆要支援者が市内で転居した場合は、更新時にあわせて修正します。（一般住宅に限る。）

◆緊急連絡先や身体・生活状況の変化等は、本人等の申請を受けて、市で保管する情報を修正します。

➢ **名簿の削除**

名簿から削除の申請があった場合のほか、要支援者が市外に転居した場合や死亡した場合、また、社会福祉施設などへの長期入所を市が把握した場合は、名簿から削除します。

（２）避難行動要支援者名簿の共有と提供

名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときに避難支援等関係者による迅速かつ円滑な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、個人情報の外部提供に本人（家族）から同意を得た方については、平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供しています。

➢　避難行動要支援者名簿の提供について

個人情報の外部提供に対する同意の有無	避難行動要支援者名簿の提供
同意あり（共有名簿）	【平常時から】　避難支援等関係者に名簿情報を提供します。
同意なし	【平常時】　市でのみ名簿情報を管理します。
	【緊急時】 本人の同意なく避難支援等関係者などに名簿情報を提供する場合があります。

➢　共有名簿の提供先と範囲等

提供する避難支援等関係者	名簿の提供範囲	担当課
民生委員・児童委員	管理・担当・管轄している地域のみ	地域福祉課
社会福祉協議会	すべて	
地域包括支援センター	管理・担当・管轄している地域のみ	長寿支援課
自治（町・町内）会	管理・担当・管轄している地域のみ	危機管理課
自主防災組織 （会長が自治会等と異なる場合）	管理・担当・管轄している地域のみ	
消防本部・消防署	すべて	
消防団	管理・担当・管轄している地域のみ	
吉川警察署	すべて	

【重要】個人情報の保護

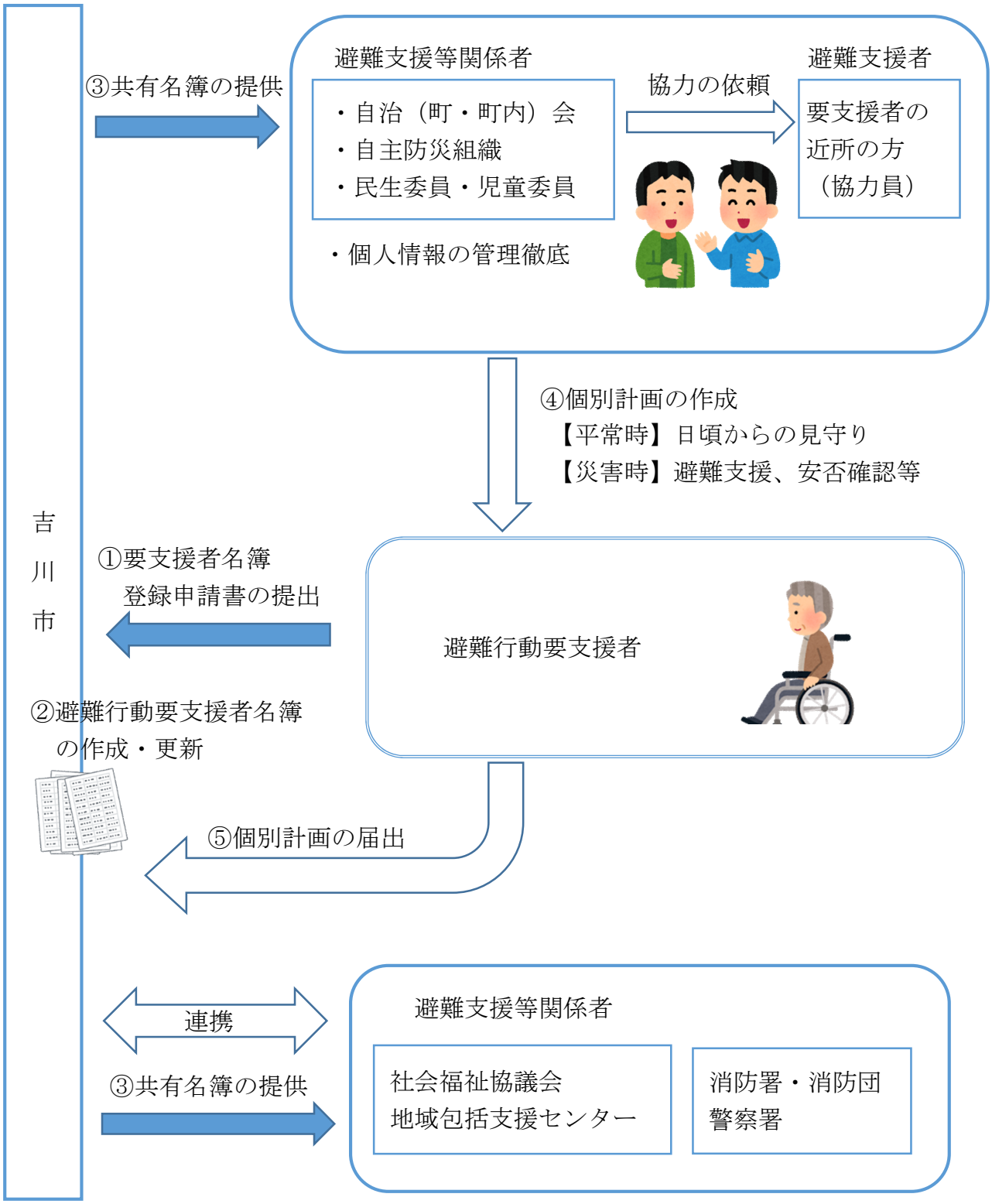
- ➢　名簿の提供を受けた方は、法律上の秘密保持義務が課せられます。
- ➢　できるだけ名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際も必要最小限の枚数にすることで、名簿の紛失などが発生しないよう管理の徹底をお願いします。
- ➢　市では、名簿を提供する際に、「名簿情報受理及び名簿情報管理責任者登録届（様式２）」の提出により、個人情報保護の管理徹底を図ります。
- ➢　名簿管理責任者（自治会等の代表者）や名簿管理者に交代があった際は、速やかに「避難行動要支援者名簿管理責任者（代表者）　交代届（様式３）」を提出いただくとともに、名簿の管理方法や活用方法等について新任者へ十分な引き継ぎを行っていただきます。

（３）避難支援等関係者等の役割

市及び避難支援等関係者等による平常時と災害発生時の役割を下表に示します。

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>平常時の役割</th><th>災害発生時の役割</th></tr>
<tr><td colspan="3">市</td><td>・要支援者名簿の作成、更新、管理及び提供
・災害や避難に関する情報伝達体制の整備
・避難支援等関係者との協力関係の構築
・個別計画の作成について避難支援等関係者への協力
・避難所の要配慮者及び避難行動要支援者の受入体制の整備
・防災訓練実施の支援・協力</td><td>・避難情報等の発令及び伝達
・避難状況及び安否情報の把握及び指示
・被害状況の把握
・避難所の開設
・要配慮者の福祉避難所への搬送</td></tr>
<tr><td rowspan="8">避難支援等関係者等</td><td rowspan="1">避難支援者</td><td>協力員
（近隣住民）</td><td>・要支援者とその家族等との良好な関係作り
・災害時の避難情報等の入手手段の確認
・防災訓練への参加
・個別計画作成の協力</td><td>・自身や家族の安全確保
・避難情報等の収集・伝達と安否確認及び避難支援</td></tr>
<tr><td rowspan="7">避難支援等関係者</td><td>自治会、
町会、町内会、
自主防災組織</td><td>・要支援者名簿の把握及び共有
・日頃の見守り活動
・地域で連携し、支援にあたる協力員の選定や個別計画の作成
・地域の災害時の体制づくり
・防災訓練の実施</td><td>・自身や家族の安全確保
・避難情報等の収集・伝達と安否確認及び避難支援</td></tr>
<tr><td>民生委員・
児童委員</td><td>・要支援者名簿の把握及び共有
・日頃の見守り活動
・地域で連携し、支援にあたる協力員の選定や個別計画の作成</td><td>・自身や家族の安全確保
・避難情報等の収集・伝達と安否確認及び避難支援
・避難所や在宅での避難行動要支援者のニーズ把握及び支援</td></tr>
<tr><td>社会福祉
協議会</td><td>・要支援者名簿の把握及び共有
・要支援者の見守りや個別計画作成の支援</td><td>・市、関係団体等との連携、協力
・避難情報等の収集・伝達と安否確認及び避難支援</td></tr>
<tr><td>地域包括支援
センター</td><td>・要支援者名簿の把握及び共有
・要支援者の見守りや、個別計画作成の支援</td><td>・市、関係団体等との連携、協力
・避難情報等の収集・伝達と安否確認及び避難支援</td></tr>
<tr><td>消防・消防団</td><td>・要支援者名簿の把握及び共有</td><td>・避難誘導、救助救出活動
・避難情報等の伝達</td></tr>
<tr><td>警察署</td><td>・要支援者名簿の把握及び共有</td><td>・安否確認への協力</td></tr>
</table>

支援の流れ（名簿の申請から個別計画の届出まで）



補足

・名簿は年に１回更新を行います。ただし、年度の途中で共有名簿に追加があった場合は、その都度、避難支援等関係者に名簿を提供します。

・名簿の更新時は、新しい名簿の提供と引き換えに、古い名簿を市に返還していただきます。

4．個別計画の作成

個別計画は、災害発生時の避難行動を支援するため、要支援者一人ひとりに合わせて作成するものです。

災害発生時に、自治会長や民生委員・児童委員だけでは地域に複数人いる要支援者を支援することは困難です。一人の要支援者を複数の人で支援できるよう、要支援者の近所の方にも協力を求め、地域で支え合うことが重要です。

そのため、個別計画を作成する際は、直接支援に携わるメンバーと協議して、避難時における支援や、情報伝達を行うにあたっての配慮事項、留意事項などについて確認しておくことが大切となります。

個別計画の作成手順（参考）

①取り組みの進め方（参考）

名簿の確認



自治会長や民生委員・児童委員は、避難行動要支援者名簿を基に、要支援者の人数、所在を確認します

居住地等の確認



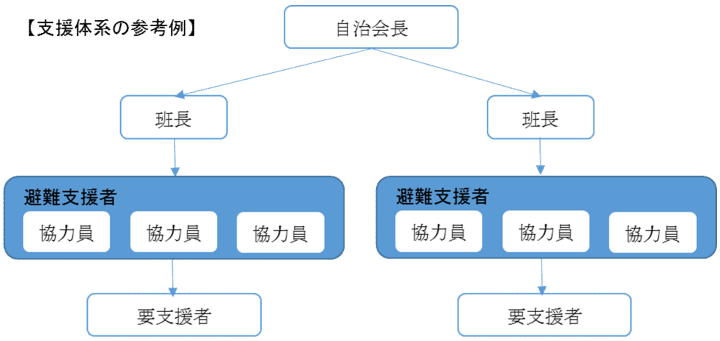
避難行動要支援者の居住地を確認したら、「面識の有無」を確認します

支援担当者を決める



要支援者のご近所の方などに、協力員となってもらえるよう自治会長などから依頼します

【支援体系の参考例】



個別計画の作成



自治会長または民生委員・児童委員などから要支援者に連絡をとり、個別計画を作成するための訪問日時等を調整します

- 事前連絡の際には、訪問する者や、目的などを伝え、承認をいただきます
- 寝室の位置などを確認するため、実際に支援を行う協力員にも同席をお願いしましょう
- 要支援者のご家族も、できるだけ同席をいただくように調整しましょう

②個別計画の作成（参考）

面談



個別計画は、要支援者と家族から聞き取りを行いながら作成します。

重要 個別計画の作成が必ずしも災害時の支援を約束するものではないことを伝えます

個別計画届出書の作成



様式第４号「吉川市災害時避難行動要支援者個別計画届出書」に沿って、情報伝達時及び避難支援時の配慮・留意事項、避難時の携行品などを聞き取り、用紙に記入します。

内容の確認

・個別計画の内容を要支援者に確認してもらい、避難支援等関係者への情報提供について同意の有無を確認します。

個別計画届出書の提出時に写しを返却しますので、要支援者と避難支援者（協力員）で、個別計画届出書の保管場所を予め決めておきましょう。

個別計画届出書の提出

・個別計画のデータは、名簿の提出先となる担当課が管理を行います。
・個別計画届出書の写しを返却しますので、避難支援者（協力員）と予め決めた場所に保管しましょう。
・外部提供に同意を頂いた個別計画届出書は、市から避難支援等関係者に写しを提供します。

【重要】避難支援等関係者の安全確保

- ➢ 避難支援等関係者は、自身及び家族の安全を確保した上で、可能な範囲で要支援者の避難支援を実施するものです。
- ➢ 避難支援等関係者は要支援者を全力で支援しようとしても、支援できない可能性もあります。
- ➢ 避難支援が出来ない場合においても、責任を負うものではありません。

吉川市災害時避難行動要支援者　個別計画届出書

年　　月　　日

私は、吉川市災害時避難行動要支援者個別計画について、次のとおり届出します。
（あて先）吉川市長

※ 一人での記載が難しい場合は、ご家族や担当民生委員の方などとご相談し、記載してください。

● 基本情報

ふりがな 氏名		性　別	男　・　女
生年月日 （年齢）	明治・大正・昭和・平成・令和 年　月　日生　　歳	血液型	型
住所	〒 吉川市		
自治会		対象区分	要介護　・　単 その他（
電話（自宅）		電話（携帯）	
ＦＡＸ		メール	

要支援者からの聞き取りにより記入します

設置状況	種類	保管場所		種類	保管場所	
	☑安心リュック（非常用持出袋）	1階	押入れ	□ヘルプカード	階	
	□あんしん救急キット	階		☑お薬手帳	1階	寝室小物入

● 位置情報

住居の階数	2　階建	日中、過ごす部屋	1　階	居間	寝室の位置	1　階

● 情報伝達時及び避難支援時の配慮・留意事項

≪ 配慮・留意事項≫【選択肢①～⑦】

① 立つことや歩行ができない　② 音が聞こえない（聞き取りにくい）
③ 物が見えない（見えにくい）　④ 言葉や文字の理解が難しい
⑤ 危険なことを判断できない　⑥ 顔を見ても知人や家族とわからない
⑦ その他（備考欄に記入）

配慮事項及び留意事項	配慮・留意してほしいこと			どのように対応して欲しいか（対処方法）
	NO	選択肢	備考欄（その他）	
	1	①	杖や支えがあれば立てるが、長い距離は歩けない	避難時には車いすが必要
	2			
	3			

要支援者からの聞き取りにより記入します

● 避難時の携行品（保管場所を含む）

避難時に必ず持っていく必要がある物（生命や健康を維持するために[illegible]必要がある物）

	NO	携行品の情報 【(例)●●薬・●日分、●●の為の機器】	保管場所	
必須携行品 (物品・薬等) 及び 保管場所	1	○○薬・３日分	１階	寝室小物入れの中
	2		階	
	3		階	

● 疾患名及び医療機関（生命・健康に関わる身体の情報）

疾患名(１) 医療機関	治療中 疾患	○○○○	医院名・担当医師 ××病院・△△先生	電話番号 048-982-※※※※
治療内容等	□□□・・・・・・・・・・			
疾患名(２) 医療機関	治療中 疾患		医院名・担当医師	電話番号
治療内容等				

● 緊急時連絡先・避難支援者情報

	氏　　名（フリガナ）	住所(※１)	電話番号（自宅・携帯電話）
緊急時の連絡先 （ご家族など） （※２）	××× ××× (１)○○ ○○　続柄(　兄　)	○○市	０４８－×××―×××× ０９０－××××―××××
	(２)　続柄(　　)		
市内 （隣近所）の 避難支援者 （※２）	××× ××× (１)○○ ○○　関係(　近所　)	吉川二丁目	０４８－×××―×××× ０９０－××××―××××
	××× ××× (２)○○ ○○○　関係(　近所　)	吉川二丁目	０４８－×××―×××× ０９０－××××―××××
	××× ××× (３)○○ ○○　関係(　近所　)	吉川二丁目	０４８－×××―××××

同意の有無についてチェックしてもらいます

（※１）居住している市町村名をご記入ください。（吉川市内に在

（※２）記載にあたっては、本人の了承を得た上で記載してくだ[illegible]。

次の内容に　☑同意します　□同意しません

本個別計画の写しが災害時の「避難支援」、「情報伝達」や「安否確認」のために、吉川市地域防災計画に定める避難支援等関係者（消防本部・消防署、消防団、民生・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）や避難支援者に平常時から情報提供がされること。

※　ただし、この登録により必ずしも避難支援等が適切になされることを保証するものではありません。

個別計画とは

要支援者に説明します

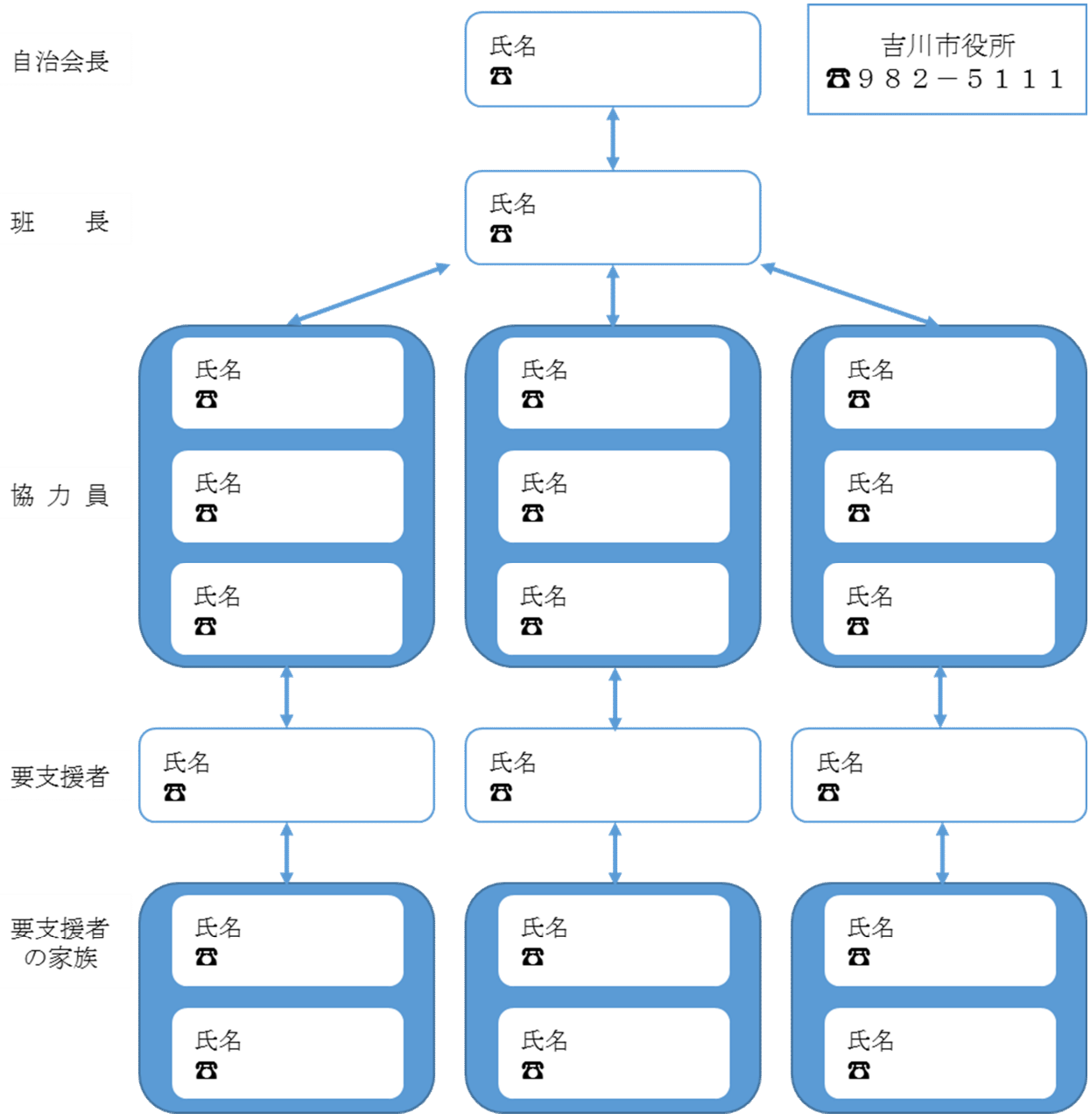
災害発生時に避難支援を行う者や避難支援を行う上での留意する点などの[illegible]かじめ確認しておくために、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難支援計画。

事務処理欄

登録 No.		登録日：　年　月　日	更新された日：　年　月　日

④連絡体系図の作成例（参考）

災害時に安否確認等が出来るよう必要に応じて連絡網を作成します。(作成は任意です)



⑤支援のポイント

区分	特徴	避難支援のポイント	避難所での配慮
ねたきり・要介護	・自力で避難ができません ・何らかの支援、付き添いが必要となります ・自分の状況を伝えることが出来ない場合があります	・複数の支援者の確保が必要な場合があります ・ストレッチャーなどの移動用具を確保することが必要になります ・確保が困難な場合は、背負ったり、応急担架等による避難を検討しましょう	・車椅子やストレッチャーなどの確保に努めましょう ・介護が必要な場合は、ヘルパー等の協力を求めましょう
肢体不自由	（上肢） ・荷物を持ち運んだり、転倒時に体を支えることが困難です （下肢・体幹・平衡機能） ・自力での歩行や素早い行動が困難です	・安全な避難に支援が必要です ・車いす、杖などの補助器具の確保が必要です ・補助器具がない場合の対応を検討しておく必要があります	・個々の状況に応じた食事、トイレ、入浴など避難所生活における支援が必要です
視覚	・視覚による情報の取得が困難です ・単独での歩行非難が困難又は配慮が必要です ・盲導犬を伴っている場合があります	・音声による情報伝達方法の確保が必要です ・個別のニーズに合わせた避難誘導への支援が必要です	・安全な動線を確保する必要があります ・配布物や掲示板等の情報を伝えるなど配慮が必要です
内部障がい	・活動に一定の制限がある場合があります ・医薬品や特殊な装具等が必要な場合があります ・外見からは障がいのあることが分かりにくい場合があります	・個々の障がいの状況に応じた避難誘導の支援が必要です ・医薬品や装具等持ち出し品の確認をしましょう	・食事等に制限や配慮が必要な場合があります ・人工肛門、人工ぼうこう保有者に対応できるトイレの確保が必要になります

区分	特徴	避難支援のポイント	避難所での配慮
知的	・状況の理解や判断が困難又は判断に時間がかかる場合があります ・意思表示が苦手であったり、急激な環境の変化に動揺が見られる場合があります ・外見からは障がいのあることが分かりにくい場合があります	・ゆっくりと丁寧な説明を繰り返すなど、本人のペースに合わせた情報伝達や避難誘導の対応が必要です	・生活スペースの確保など、個々の状況に応じた生活支援が必要です ・できる限り専門スタッフの意見を聞き、周囲の理解促進に努めましょう
精神	・環境の変化に対応が困難で、たくさんの課題に直面すると混乱する場合があります ・服薬が必要な場合があります ・外見からは障がいのあることが分かりにくい場合があります	・情報伝達や避難を促す際には、あいまいな表現を避け、本人のペースにあわせて具体的に説明することが必要です ・医薬品等の持ち出しの助言、確認を行いましょう	・環境になれるのに時間がかかり、緊張により疲れやすくなる場合があります ・専門スタッフによる見守りや相談、孤立防止のための周囲の理解が必要です
難病	・難病に起因し、知覚の遅れや活動の制限がある場合があります ・定期的な医療行為や投薬、装具が必要な場合があります ・外見からは障がいのあることが分かりにくい場合があります	・個々の状況に応じた情報伝達、避難誘導支援が必要となります ・医療機関との連携が必要な場合があるため、事前の確認が必要です ・医薬品、装具等の持ち出しの助言、確認を行いましょう	・個々の状況に応じた避難所での生活支援が必要です ・食事制限に配慮が必要な場合があります

５．訓練の実施

個別計画を作成したら、実際の災害を想定した支援訓練を実施するなど、支援体制の検証を行いましょう。

訓練の例①：情報伝達・安否確認訓練

自治会や自主防災組織、民生委員、児童委員、協力員など、地域で直接支援に携わるメンバーと連携し、役割を確認しながら、実際の災害時を想定して電話や訪問などの伝達手段を用いて情報を伝えるなど、要支援者の安否を確認します。

訓練の例②：要支援者を交えた避難訓練

個別計画書を使いながら、実際に避難する避難場所や避難所まで避難誘導等を行います。

外出が困難な方は無理な参加を避け、情報伝達のみの実施や図上訓練を活用する方法もあります。

６．災害時の支援活動

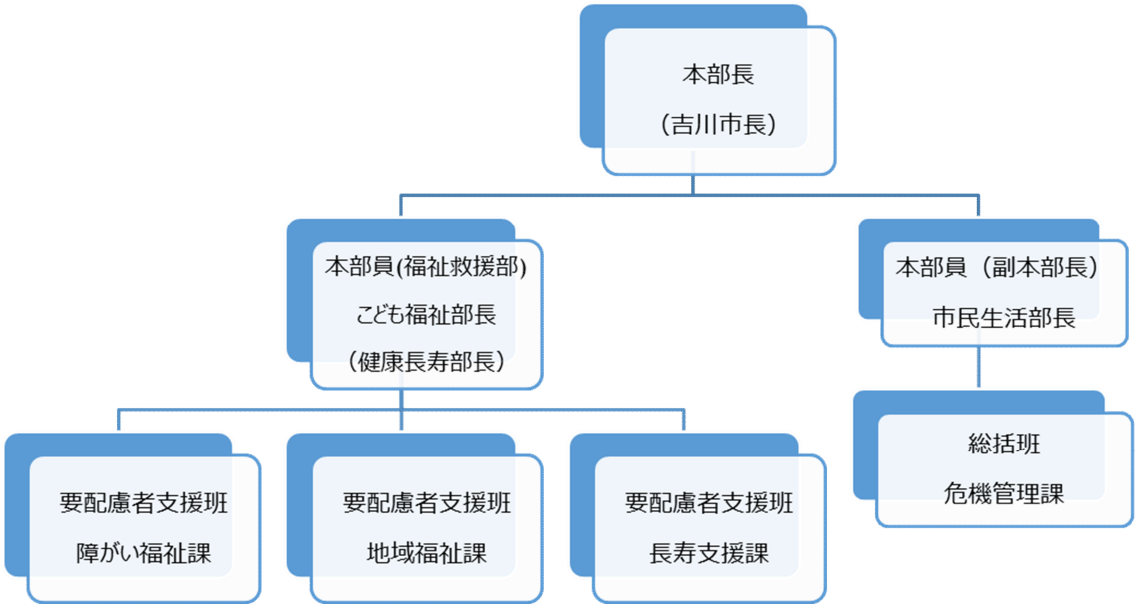
災害が発生した場合、または、災害発生のおそれが高まった場合は、先ず自分自身と家族等の安全を確保した上で、事前に作成した個別計画書の内容により、可能な範囲で要支援者の支援等を行います。

（１）市における支援体制

市では、災害時において要配慮者の支援を迅速かつ的確に行うため、災害対策本部（水害対策本部）において、要配慮者支援班（地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課）が要支援者に関する支援業務を所管します。

なお、避難情報の発令や避難所開設などの決定は、本部長である市長の指示のもと、総括班が行います。

①災害対策本部（水害対策本部）の組織体制



②避難に関する情報

市では、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合は、以下のとおり避難情報を発令します。

避難指示等の一覧	発表の内容と求める行動	
①高齢者等避難	内容	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難（水平避難）又は屋内安全確保（垂直避難））する。 ・高齢者以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましいです。
	求める行動	・危険な場所から高齢者等※は避難 ※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者
②避難指示	内容	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
	求める行動	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保（垂直避難））する。
③緊急安全確保	内容	・指定緊急避難場所等への立退き避難（水平避難）することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ※災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限りません。
	求める行動	・命の危険、直ちに安全確保

（２）災害発生または災害発生の恐れが高まった時の行動確認（水害時）

①警戒レベルに応じた行動確認

警戒レベル	注意報・避難情報等	協力員及び避難支援等関係者	要支援者
1	・早期注意情報 ［気象庁が発表］	・最新情報に注意 ・心構えを高める	・最新情報に注意 ・心構えを高める
2	・洪水注意報 大雨注意報等 ［気象庁が発表］	・情報収集	・情報収集
3	高齢者等避難 ［市町村が発令］	自身及び家族の安全確保 要支援者への避難情報伝達と避難支援	危険な場所から避難 ・協力員や避難支援等関係者との連携
4	避難指示 ［市町村が発令］	危険な場所から全員避難	
5	緊急安全確保 ［市町村が発令］	命を守るための最善の行動をとる	

➢ 避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は、警戒レベル３『高齢者等避難』で危険な場所から避難しましょう。

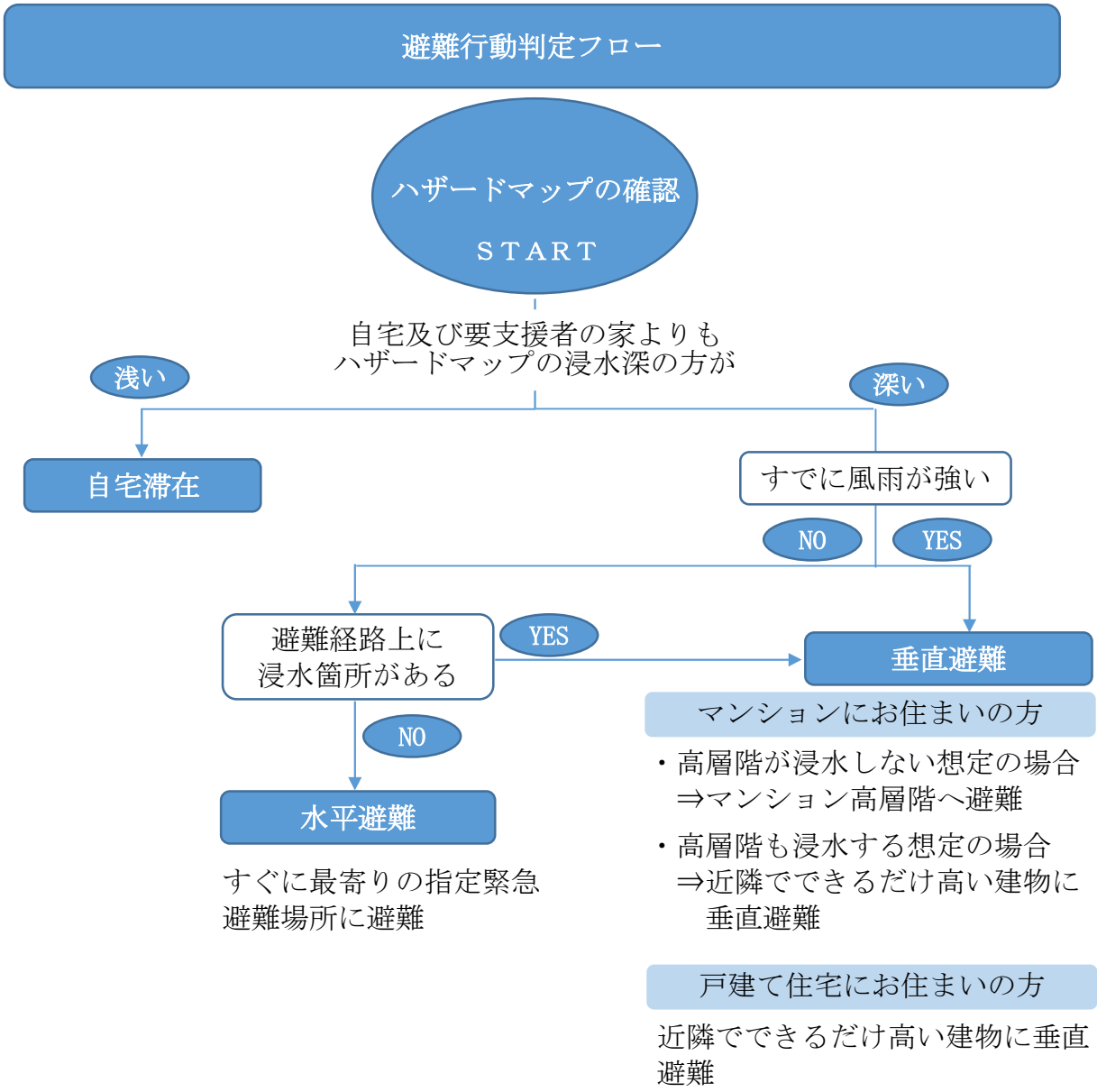
➢ 警戒レベル４『避難指示』で危険な場所から全員避難です。

➢ 避難先は小中学校・公民館だけではありません。
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

➢ 「避難」とは「難」を避けること、つまり安全を確保することです。
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

（次ページの避難行動判定フローを参考にしてください。）

②洪水時の避難行動判定フロー



参考資料編

１．情報配信ツール
２．災害対策基本法（抄）
３．吉川市個人情報保護条例（抄）

１．情報配信ツール

	情報配信ツール	配信情報	登録方法	備考
1	市ホームページ	防災行政無線の放送内容、防災情報（避難情報、避難所情報など）	登録不要	ホームページTOPサイトの【緊急情報】、【災害情報】に掲載
2	テレビ（データ放送）	避難情報、避難所情報	登録不要 ｄボタンを押して確認	NHKやテレビ埼玉など
3	吉川市メール配信サービス （登録を希望する方全員）	防災行政無線の放送内容、防災・防犯情報	p-yoshikawa@s7.bmb.jp にメールを送付	「shiminanzen@city.yoshikawa.lg.jp」からのメールを受信する。（迷惑メール設定の解除が必要な場合あり）
4	吉川市防災情報Ｘ（エックス） （登録を希望する方全員）	上記と同様の内容	【以下、Ｘをフォロー】 ●アカウントの名前 「 吉川市防災情報 」 ●アカウント 「@yoshikawa_city 」 ●アドレス 「https://x.com/yoshikawa_city 」	大規模災害発生時などに想定される市ホームページのサーバー・ネットワークに障害が生じた際の代替情報発信手段として活用
5	防災行政無線電話 応答サービス（登録不要）	防災行政無線で放送した内容を自動音声で確認可能	登録不要	電話番号(自動音声) ：048-983-6430 ※通話料は自己負担
6	緊急速報メール (docomo、ソフトバンク、au)	気象庁が配信する緊急地震速報、国や県、市が配信する災害・避難情報	登録不要	特定エリアの携帯電話に一斉にメール配信 受信するには、対応している携帯電話で、かつ受信設定が「ＯＮ」（オン）に設定されている必要あり
7	Yahoo!JAPAN防災速報（登録を希望する方全員）	地震・気象情報、避難情報、避難所情報、市からのお知らせ（災害時のみ）など	Yahoo防災速報アプリをインストール 【防災速報】で検索！	スマートフォン版 メール版（パソコン版）
8	よしかわ安心電話 （要支援者、避難支援等関係者、上記の情報ツールがいずれも利用できない方）	電話回線を使用した市からのお知らせ（避難情報など）	登録申請書を提出	事前に電話番号を登録した方に情報を配信
9	埼玉県防災情報メール （登録を希望する方全員）	気象庁が発表する気象注警報、地震情報、市が発令する避難情報、避難所開設情報など	saitamaken@jijo.bosai.info にメールを送付	「saitamaken@jijo.bosai.inf」からのメールを受信する。（迷惑メール設定の解除が必要な場合あり）
10	吉川減災ナビ （減災用アプリ）	防災無線の放送内容 避難指示などの緊急情報 詐欺の注意など防犯情報	AppStoreまたはGoogleplayストアにてアプリをダウンロード	
11	吉川市公式LINE （登録を希望する方全員）	防災無線の放送内容 減災マップの閲覧 気象情報の確認	AppStoreまたはGoogleplayストアにてアプリをダウンロード 吉川市LINE公式アカウントを登録【@yoshikawa_city】	

２．災害対策基本法（抄）

第三節　避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十　市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

２　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　氏名

二　生年月日

三　性別

四　住所又は居所

五　電話番号その他の連絡先

六　避難支援等を必要とする事由

七　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

３　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

４　市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一　市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２　市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

３　市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二　市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三　第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３．吉川市個人情報保護条例（抄）

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、もって公正な市政の推進に寄与することを目的とする。

（省略）

（職員の責務）

第４条　実施機関の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第３条に規定する一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員並びに同法第 22 条第５項前段の臨時的任用をされた職員をいう。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（省略）

（市民の責務）

第６条　市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めるものとする。

第２章　個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第７条　実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

２　実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

（個人情報の取得の制限及び禁止）

第８条　実施機関は、要配慮個人情報の取得をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 12 年吉川市条例第 18 号）第１条の規定に基づき設置される吉川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて利用目的を達成するために必要があると認めたとき。

２　実施機関は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を執行するために個人情報を取得する場合において、本

人から取得したのではその目的を達成する事ができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）又は他の実施機関から取得する場合において、当該個人情報を取得することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認められるとき。

(7) 所在不明、心神喪失その他の事由により本人から取得することができないとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報を本人以外から取得することについて特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認めたとき。

3　実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体、健康又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関又は国等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用及び提供の制限）

第10条　実施機関は、利用目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 公表することを目的として取得したとき。

(6) 目的外利用をする場合又は国等若しくは他の実施機関へ外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認められるとき。

(7) 専ら統計の作成若しくは学術研究を目的とする場合又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合に外部提供をするとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認めるとき。

2　実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称

(2) 目的外利用等をした理由

(3) 目的外利用等をした個人情報の項目

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3　市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を審査会に報告しなければならない。この場

合において、審査会が必要と認めたときは、速やかに、目的外利用等をした旨を当該本人に通知しなければならない。

4　実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第10条の2　実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

（省略）

（適正な維持管理）

第12条　実施機関は、個人情報取扱事務の実施に当たっては、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 個人情報を正確かつ最新なものとすること。

(2) 個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。

(3) 保有する必要のなくなった個人情報（歴史的又は文化的価値が生じると認められるものを除く。）を速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2　実施機関は、前項に規定する維持管理を行うため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

吉川市災害時避難行動要支援者避難支援の手引き

- 発行年月

 令和３年　３月 初版

 令和３年　５月 改訂

 令和４年１０月　改訂

 令和６年１０月　改定

- 発行部署（吉川市災害時避難行動要支援者支援計画改訂等庁内検討会）

 吉川市　市民生活部 危機管理課

 吉川市　こども福祉部　地域福祉課

 吉川市　こども福祉部　障がい福祉課

 吉川市　健康長寿部　長寿支援課

- 住所

 〒342-8501　吉川市きよみ野一丁目１番地

- 電話番号

 048-982-5111（代）